

## 許可基準（農地法第3条第2項）

許可を受けるためには、次の要件を満たすことが必要です。

- \* 申請農地を含め、所有している農地及び借りている農地すべての農地を効率的に利用すること。
- \* 法人の場合は、農業生産法人の要件を満たすこと。
- \* 申請者または世帯員等が農作業に常時従事すること。
- \* 申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が「下限面積」以上であること。

・下限面積要件とは、経営面積が小さいと生産性が低く、農業経営が効率的、安定的に継続できないと想定されることから、許可後に経営する面積が一定以上にならないと許可できないことになっています。（都府県50アール、北海道2ヘクタール）

なお、農地法で定められている下限面積（都府県50アール、北海道2ヘクタール）が地域の平均的な経営規模や耕作放棄地の状況などから見て、地域の実情に合わない場合には、別段の面積を定めることになっています。

本町の場合は、次のとおりで定めています。

### 琴浦町公示第 79 号

農地法改正に伴い、琴浦町農業委員会は次のとおり下限面積を定めるものとする。

区 域	下限面積
琴浦町大字野井倉、大字中津原、大字三本杉、大字別宮、大字古長、 大字矢下、大字宮場、大字八反田、大字法万、大字杉地、大字光好、 大字森藤、大字鋤、大字杉下、大字下大江、大字美好、大字三保、 大字浦安、大字上伊勢、大字中尾、大字槻下、大字金屋、大字野田 大字福永、大字大杉、大字山田、大字公文、大字倉坂 大字笹津、大字八幡、大字梅田、大字湯坂、大字光、大字尾張、 大字竹内、大字宮木、大字高岡、大字大父、大字山川、大字勝田、 大字西宮、大字太一垣、大字佐崎及び大字中村	0.5ヘクタール
琴浦町大字下伊勢、大字逢東、大字田越、大字保、大字徳万、大字丸尾 大字笠見、及び大字八橋	0.4ヘクタール
琴浦町大字赤碕、大字松谷、大字別所及び大字出上	0.3ヘクタール

平成21年12月15日